

## 愛知県介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 介護サービスは、要介護高齢者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う介護サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

愛知県介護サービス確保対策事業費補助金は、介護サービス事業所・施設等（以下「事業所・施設」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を予算の範囲内において支援するものであり、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助の対象)

第2条 この補助金は、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（令和6年3月29日老発0329第3号厚生労働省老健局長通知の別紙）（以下、「実施要綱」という。）に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症への対応において生じた、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用であって、次に掲げる事業を補助の対象とする。

(1) 実施要綱3(1)アに規定された事業所・施設（愛知県内に所在する事業所・施設に限る。）が実施した実施要綱3(1)イに規定された事業。

ただし、「令和5年度愛知県介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱」により既に助成を受けた費用を除く。

(2) 前号に規定する事業に対して名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市（以下「政令・中核市」という。）が、補助を行う事業。

### (補助金の額)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

(1) 第2条(1)に規定する事業の場合

事業所・施設毎に実施要綱4(1)の規定により算出した額とする。

(2) 第2条(2)に規定する事業の場合

ア 別表の第2欄に規定する基準額と第3欄に規定する対象経費の実支出額と

を比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額と比較して、少ない方の額に第4欄に規定する交付率を乗じて得た額を交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次の交付申請書を、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 第2条(1)に規定する事業

様式1及び様式1-2

(2) 第2条(2)に規定する事業

様式5

2 前項の規定に関わらず、政令・中核市に所在する事業所・施設であって、第2条(1)の補助金の交付を受けようとする者は、その所在地の政令・中核市長が定めるところにより、交付申請書を提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 県が、第2条(1)に規定する事業に補助金を交付する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を愛知県に納付させることがある。

(3) 補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(4) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)には、様式7により速やかに、遅くとも補助対象事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、間接補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、

当該仕入控除税額を愛知県に返還しなければならない。

(5) 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) (1) 及び (5) に定める期間を経過する前に、事業所・施設を休止又は廃止し、老人福祉法、介護保険法の規定により、改善命令、事業の制限又は停止命令、認可の取消し、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部効力の停止を受けたときは、補助対象事業により取得した財産の残存価格の全部又は一部を県に納付させることがある。

2 県が、第2条(2)に規定する事業に、補助金を交付する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業実施計画の内容を変更(軽微な変更を除く。)、中止又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合には、様式5によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 政令・中核市が、第2条(1)に規定する事業に対して、補助金を交付する場合には、政令・中核市は、当該補助対象事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

ア 補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

ただし、あらかじめ政令・中核市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

イ 政令・中核市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を政令・中核市に納付させることがある。

ウ 補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

エ 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)には、様式7により速やかに、遅くとも補助対象

事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに政令・中核市長に報告しなければならない。

なお、間接補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を政令・中核市に返還しなければならない。

オ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

カ 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について政令・中核市に納付しなければならない。

キ 当該補助対象事業者がアからカにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を政令・中核市に納付させることがある。

ク ア及びオに定める期間を経過する前に、事業所・施設を休止又は廃止し、老人福祉法、介護保険法の規定により、改善命令、事業の制限又は停止命令、認可の取消し、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部効力の停止を受けたときは、補助対象事業により取得した財産の残存価格の全部又は一部を政令・中核市に納付させることがある。

(4) (3) アにより付した条件に基づき、政令・中核市長が承認する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(5) (3) イ、エ及びクの条件により、当該補助対象事業者から財産処分による収入、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額又は当該補助対象事業により取得した財産の残存価格の全額又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 当該補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、当該補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を当該補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請の取り下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げをすることができる期間は、交付の決定を受理した日から10日を経過した日までとする。

(変更交付申請手続)

第7条 政令・中核市が、この補助金の交付決定後の事情変更により申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、第4条に規定する申請手続きに従い、別に定める日までに行うものとする。

(実績報告)

第8条 第2条(1)に規定する事業に係る事業実績報告は、第4条(1)に規定する交付申請書をもって代えるものとする。

ただし、政令・中核市に所在する事業所・施設は、その所在地の政令・中核市長が定めるところにより、事業実績報告書を提出しなければならない。

2 第2条(2)に規定する事業に係る事業実績報告は、事業の完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式6による事業実績報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、補助対象事業の完了後に交付する。ただし、第2条(2)に規定する事業については、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業	愛知県知事が必要と認めた額	負担金、補助及び交付金	10/10

